

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

株式会社サンクゼール

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年12月5日

【会社名】 株式会社サンクゼール

【英訳名】 S t . C o u s a i r C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久世 良太

【本店の所在の場所】 長野県上水内郡飯綱町大字芋川1260番地

【電話番号】 026-219-3902

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部 本部長 河原 誠一

【最寄りの連絡場所】 長野県上水内郡信濃町大字平岡2249番地 1

【電話番号】 026-219-3902

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部 本部長 河原 誠一

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2022年11月17日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容を一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第6 提出会社の株式事務の概要	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

(訂正後)

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利